5　［略］
6　［略］
7　注２及び注４に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
8　［略］
9　［略］
10　［略］

第２表

［表　略］

注１　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合に記載すること。

2　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合であつて、提供する卸電気通信役務が他の電気通信事業者から提供を受ける卸電気通信役務の場合（共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるものにあつては、当該電気通信設備を含めて提供を受ける場合に限る。）には、当該提供する卸電気通信役務を受けて他の電気通信事業者が提供する契約数を自らの契約数として含めないこと。

3～9　［略］

様式第８の２（第２条第１項関係）

［表　略］

［注１　略］

２　「１　卸元事業者別の卸契約数等」の卸契約数については、卸元事業者から提供を受けている卸契約数を記載することとし、複数の卸元事業者から提供を受けている場合は、卸元事業者ごとに卸契約数の多い順に記載すること。また、「最終利用者との契約数」については、報告対象事業者と最終利用者との契約数をＦＴＴＨアクセスサービスの態様（共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの又は共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるもの）ごとに記載すること。

なお、共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるＦＴＴＨアクセスサービスを提供する電気通信事業者以外の者に対し、当該ＦＴＴＨアクセスサービスを提供する場合には、当該者の当該ＦＴＴＨアクセスサービスに係る契約数を自らの契約数として報告すること。ただし、当該者の当該ＦＴＴＨアクセスサービスに係る契約数を把握していない場合には、当該者が当該ＦＴＴＨアクセスサービスを提供する共同住宅等内の最大戸数を自らの契約数として報告することとし、「参考事項」の項にその旨を記載すること。

［３～５　略］

６　注２に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

［７　略］

2　［同左］
3　［同左］
4　注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
5　［同左］
6　［同左］
7　［同左］

第２表

［表　同左］

注１　他の電気通信事業者の電気通信事業の用に供するＦＴＴＨアクセスサービスを提供している場合に記載すること。

［新設］

2～8　［同左］

様式第８の２（第２条第１項関係）

［表　同左］

［注１　同左］

２　「１　卸元事業者別の卸契約数等」の卸契約数については、卸元事業者から提供を受けている卸契約数を記載することとし、複数の卸元事業者から提供を受けている場合は、卸元事業者ごとに卸契約数の多い順に記載すること。また、「最終利用者との契約数」については、報告対象事業者と最終利用者との契約数をＦＴＴＨアクセスサービスの態様（共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの又は共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるもの）ごとに記載すること。

［３～５　同左］

６　注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

［７　同左］